

鹿児島地方・家庭裁判所委員会議事概要

(地裁第21回／家裁第22回)

1 開催日時

平成26年5月22日(木) 午後1時30分から午後5時まで

2 場所

鹿児島地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

(地裁委員) 石井寛明(委員長), 植之原邦彦, 高長伯, 近藤久美子, 嶽釜勇一郎,
豎山博之, 永山一秀, 原 清一, 日高照子, 吉村真幸

(家裁委員) 有村青子, 池田浩明, 石井寛明(委員長), 上原大祐, 馬場竹彦, 原
哲也, 東 和沖, 藤田一知, 村田文也, 若松由美

(五十音順)

(説明者) 松木場上席簡裁判事, 丸尾主任書記官, 下地次席家裁調査官,
山田家裁調査官

4 議事等

自己紹介

テーマ

ア 地裁委員会「民事調停手続」

イ 家裁委員会「家事調停手続」

議事の概要

別紙のとおり

次回期日

平成26年11月20日(木) 午後1時30分から午後5時00分まで

次回テーマ

未定

(別紙)

地裁委員会テーマ「民事調停手続」についての質問・意見交換

1 「民事調停制度」について

制度概要の説明

(担当者) 鹿児島簡易裁判所 松木場簡易裁判所判事

2 模擬調停

敷金返還請求調停について実演

(担当者) 鹿児島簡易裁判所主任書記官, 同書記官, 民事調停委員

(委員A) 調停を申し立てるために費用は必要なのか。必要だとすれば、どの程度かかるのか。また、最終的に、申立人、相手方が負担した調停費用は、どのようなになるのか。

(説明者) 申立時に費用は必要である。申立時の費用は、請求する金額によって異なっており、例えば、10万円までの請求であれば印紙代が500円と切手代、20万円までであれば印紙代が1000円と切手代というようになる。詳しくは、裁判所にお問い合わせいただければと思う。当事者双方の費用負担については、調停成立時に調停条項の中で定められる。

(委員B) 調停期日は、申立人、相手方ごとに別の日に開かれるのか、また、同じ日であれば話している内容が、他方当事者に聞こえることはないのか。

(説明者) 基本的には、調停期日は同じ日に開かれる。調停室と控室は離れているので、話した内容が聞こえることはない。

(委員長) 調停期日は、概ね何回程度開かれることが多いのか。

(説明者) 平均的には3回程度の期日で成立又は不成立となって終了することが多い。事案によっても異なり、5、6回程度行っても不成立で終了し、訴訟に移行する事案もある。

(委員C) 現地まで行って調査するというようなことはあるのか。

(説明者) 建築瑕疵の事案など、事案によっては、実際に現地まで出向いて、調停期日を開くこともある。

(委員D) 先ほどの模擬調停の中でもあった。調停室から携帯電話を利用して当事者が第三者等に確認するという場合もあるのか。

(説明者) 調停委員会で評議の上、判断のために必要であれば許可する場合もある。

(委員E) 先ほどの模擬調停の中で、判例を紹介していた。いろいろな判例もあるかと思うが、当事者に紹介する判例は、調停委員会で選ぶということになるのか。

(説明者) 法的な見解、方針については、調停主任である裁判官が中心となって、裁判官と調停委員との評議の中で検討していくことになる。

(委員F) 申立人と相手方がもめている場合には、示す判例等が変わることもあるのか。

(委員長) 実務では、調停委員会が、双方の意見を聴取し、双方の主張が出尽くした頃合いを見て、裁判官と調停委員が評議を開いた上で、当事者に調停委員会の考えを提示することがほとんどであるので、途中で変更するようなことは少ないと思う。

(委員G) 相手方が出席しなかった場合はどうなるのか。

(説明者) 相手方が出席しなかった場合は、調停委員会の判断になるが、話合いの見込みがないと判断して調停を打ち切ることもある。どうしても出席できない理由がある場合、許可代理の制度がある。通常、簡易裁判所で訴訟を代理できる資格は、主に弁護士と認定司法書士であるが、裁判所に許可代理を申し立て、許可がなされれば、親族等が代理人として出席できる。

(委員H) 調停委員はどのような方が選任されているのか。

(説明者) 専門調停委員と一般調停委員とに分かれ、専門調停委員は医者や建築家等の専門家から、一般調停委員は一般の方から選任している。

(委員長) 裁判所はいろいろな団体から推薦をいただき、毎年適切な方を選任させ

ていただいております、医師、建築士、弁護士、司法書士や企業等を退職された方など、各職種幅広く調停委員を引き受けていただいている。

(委員I) 一つの事件では同じ調停委員が担当することになるのか。

(説明者) 基本的には事件が終了するまで同じ調停委員が担当することになる。

(委員J) 調停期日はどれくらいの間隔で開かれるのか。

(説明者) 月に1回程度ということが多いが、調停委員の都合で期日を決めるものではなく、申立人、相手方のスケジュールや準備等の都合も勘案して決めているので、1週間後であったり2か月後であったりと様々である。

(委員K) 事実認定の部分で争いがあった場合、調停は不成立ということになるのか。

(説明者) 不成立となることが多いが、調停はあくまで話合いの手続なので、話合いにより、解決に向けた努力をすることになる。場合によっては、話合いにより一部の争点を棚上げにして解決を図ることもある。話合いができなければ調停は不成立となり、裁判の場で争ってもらうこととなる。

(委員L) パンフレットにはポイントを絞った話合いの手続とあるが、刑事事件の公判前整理手続のような手続があるのか。

(説明者) そのような手続はない。申立書副本(写し)を相手方に送付し、相手方から意見書を提出してもらい、調停委員会が、申立書、意見書から事前に争点を確認し、その争点を当事者に明らかにしながらポイントを絞った話合いの手続を行うという意味である。

(委員M) 調停が不成立で裁判に移行するといった場合、裁判所の方で自動的に訴訟に移行する手続を行ってもらえるのか。また、調停書に記載された債務が不履行となった場合、その債務者に罰則を科すような手続があるのか。

(説明者) 自動的に訴訟に移行するわけではなく、調停事件の申立人に訴えの提起をしてもらうことになる。また、調停調書に記載された債務につき、債務

者の債務不履行に対する罰則というものはない。債権者に調停調書を債務名義とした強制執行の手続を行ってもらえることになる。

(委員N) 親同士が土地の境界等で調停を成立させた場合、その効力は子どもにまで及ぶのか。

(委員O) 金銭的なものについては相続人に引き継がれることになり、改めて話し合いを行うこと自体は可能であるが、話し合いに応じなかった場合には、既に成立している調停調書に基づいて強制執行の手続ができることになる。境界については、公法に基づくものであるので当事者間で確定させるものではない。土地の所有権の範囲を確認する話し合いは可能であるが、これについても、ひとたび調停が成立したのであれば、金銭的なものと同様に取り扱うことになる。

(委員P) 今回の模擬調停はとてもよくできていて、民事調停が実際どのように行われているか、よく理解することができた。今回のような模擬調停を見学会等で行うことはあるのか。

(説明者) 見学会では、模擬調停を行っているが、今年は、憲法週間の行事として、公的機関の相談担当者を対象に、この模擬調停を行って、民事調停制度の周知を図りたいと考えている。

(委員P) 身近な手続であるので、一般の方向けにも模擬調停をするなどの広報活動を行ってほしい。

(委員長) 民事調停の件数は少なくなってきたが、争いが少なくなってきたわけではなく、潜在的には必要とされている手続かと思われる。今後も広報活動に力を入れていきたいと思っている。

家裁委員会テーマ「家事調停手続」についての質問・意見交換

1 「家事調停手続」等について

家事事件全般、家事調停手続及び家庭裁判所調査官の役割等の説明

(担当者) 鹿児島家庭裁判所次席家庭裁判所調査官 下地敬三

鹿児島家庭裁判所家庭裁判所調査官 山田陽子

2 質疑

(委員Q) 夫婦関係調整調停事件で家庭裁判所調査官が関わる事件がどのくらいの割合であり、調査はどの程度期間がかかるのか。

(説明者) 家庭裁判所調査官の関わり方としては、関わり方の程度の差もあるが、調停事件全般の2、3割程度である。調査の期間については各事案ごとに検討することになり、1か月で終了することもあれば、3か月程度かかるという場合もある。

(委員R) 保護者の離婚について学校等に調査に来た場合に、学校側は答える義務があるのか。仮に学校側が答えた場合に、保護者からクレームが来るのではないか。

(説明者) 調査に応じるかどうかについては、あくまでも任意の手続である。裁判所としては、父親、母親双方の承諾を得た上で学校等に調査に行っている。調査の内容としては、学校生活はどうか、最近悩んでいることはないかといったことなどを聞き、お子さんそのものを知るための質問をすることが多い。調査の際に、お子さんから聴取した内容は、当事者が見る可能性があることもお子さんに説明しているので、差し支えのない範囲での話を聞くことになる。

(委員S) 夫婦関係について裁判所で解決をみたからといっても、その後が問題である。子の将来等その後発生する問題について、家庭裁判所の中でケアするようなシステム等について考えているものがあれば教えていただきたい。

(説明者) 裁判所の役割は争いの解決までであり、そこがある種裁判所の限界でもある。ただ、それでもよりよい解決の在り方はあるというふうに考えている。その辺りは裁判所の側でもコントロールできると考えているし、裁判

所でできることはやっていくべきと思っている。

(委員T) 家庭裁判所調査官の仕事はとても魅力的だと思っている。説明者の方々はどのようにして家庭裁判所調査官という職種を選んだのか。

(説明者) 法学部で勉強をするうちに児童虐待や赤ちゃんポストの問題等を考えるようになり、家庭裁判所調査官の仕事をやってみたいと思うようになった。心理学の仕事をしているうちに家庭裁判所調査官になりたいと思うようになった者もいる。

(委員U) 申立書の写しは相手方に送付されるとのことであったが、申立書の記載をする際に職員が書き方等について教示をするのか。

(説明者) 裁判所で申立人が書類に記載する際には、職員が丁寧に説明を行い、相手方に送付されるものかどうかを説明した上で記載方法を教示しており、時間がかかったとしても説明を途中で終了することはない。ただし、裁判所が中立の立場である以上、有利になるような記載方法を説明することはできない。

(委員V) 家事事件について、調停委員は男女の2名となるのか。

(説明者) 基本的には、男性1人、女性1人となる。

(委員W) 当事者から「調停委員の発言から一方当事者に調停委員が肩入れしているように感じる。」と相談を受けたことがあるが、調停委員の研修等についてはどのようなになっているのか。

(委員長) 調停委員として任命された時点であったり、経験年数等によって内容は若干違うが、研修は毎年行っているところである。そういった相談があったと連絡をいただければ、研修等に役立てていきたい。